

こ支家第 225 号
令和 7 年 5 月 9 日
一部改正 こ支家第 191 号
令和 8 年 4 月 9 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁支援局長

離婚前後家庭支援事業の実施について

標記について、別添のとおり「離婚前後家庭支援事業実施要綱」を定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

本通知の施行に伴い、「離婚前後親支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付けこ支家第 198 号こども家庭庁支援局長通知）は、廃止する。

離婚前後家庭支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、離婚を考える父母等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの養育や子どもを養育する家庭の生活等について考える機会を提供することにより、養育費の支払いや親子交流に関する取決めの促進を図るとともに、ひとり親家庭等に対する各種支援に関する情報提供等を行うことにより、ひとり親家庭等の子ども及びその家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。事業の実施に当たっては、複数の自治体での共同実施も差し支えない。

なお、都道府県等は事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO 法人等事業を適切に実施できる者に委託することができるとともに、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。また、事業の一部を適切な者に再委託することができる。

3 対象者

本事業の対象者は、離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後において子どもと別居している親、寡婦及び子ども（以下「ひとり親家庭等」という。）とする。

4 事業内容及び留意事項

(1) 事業内容

都道府県等は、次のア～ソの事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとするが、効果的なものとなるよう2つ以上の支援を組み合わせることが望ましい。

ア 相談員等の配置

次の両方又はいずれかを実施する。

(ア) 相談員の配置

養育費や親子交流等に関する知識を有する相談員を配置し、取決め等の手続に関する相談や情報提供などを行う。相談員の配置については、次の事項に留意すること。

- a 相談の実施にあたっては、その夜間、休日対応、その SNS 等による相談対応を実施するなどして、アクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うことが望ましい。

b 養育費・親子交流の取決めを促進する観点から、養育費・親子交流相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、離婚前の者に対しても積極的に相談支援を行うこと。また、必要に応じて、相談者に対して法テラス、弁護士会や民間団体等の紹介を行うこと。

c ひとり親家庭等は、就業支援活動や子育て・生活支援を必要としている者も多いことから、必要に応じて関係機関や母子・父子自立支援員等と密接な連携を図って実施すること。

(イ) 親子交流支援員の配置

ケの親子交流支援を実施する場合に、親子交流支援員を配置し、事前相談、支援内容の決定、親子交流支援等を行う。親子交流支援員は、親子交流の相談支援対応や家事調停に関する業務に従事した経験者を配置することが望ましい。

イ 親支援講座・情報提供

ひとり親家庭等を対象に、離婚を考える際や離婚後におけるこどもの接し方、離婚手続、養育費の支払いや親子交流に関する取決め方法、こどもの年齢に応じた生活設計等について、学識経験者等による講義、当事者同士がお互いの意見を交換するためのグループ討議を実施する。また、親支援講座の受講者を対象に、利用可能なひとり親家庭等への支援施策や相談窓口に関する情報を提供する。

なお、実施に当たっては次の点に留意する。

(ア) 親支援講座については、地域の実情に応じて、講義・グループ討議のいずれか又は両方を実施することができるものとする。実施に当たっては、ひとり親家庭等が置かれている状況に配慮し、平日夜間・土日祝日の開催や託児サービスの実施など、地域のひとり親家庭等の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。

(イ) 親支援講座の実施に当たっては、学識経験者、元家庭裁判所調査官など離婚問題に関し知見を有する者、ひとり親家庭等への支援を実施している民間団体等に協力を依頼するなどし、講義やグループ討議の進行を適切に行うことができる者を選任する。

(ウ) 受講後は、受講者に対し、親支援講座を知ったきっかけや親支援講座の満足度などについてアンケート調査を行うことが望ましい。また、個別具体的な支援を必要としている参加者が個別に相談できる機会を確保しておくことが望ましい。

(エ) ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供の実施に当たっては、支援施策の内容や相談窓口等をわかりやすく記載したパンフレットを配布するなど、ひとり親家庭等が利用可能な支援施策等の情報を適切に把握できるようにすること。また、SNSの活用など、ひとり親家庭等が情報を入手しやすい環境整備を検討すること。

ウ 離婚前段階からの支援体制強化

別居開始時点など低葛藤時点からの個別のヒアリングや情報提供、動画の作成などを行う。

エ 戸籍・住民担当部局との連携強化

戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、離婚届の受取時に相談支援を行うほか、リーフレットや動画教材を作成して情報提供を行うなど、戸籍・住民担当部局とひとり親家庭支援担当部局と連携を図る。

オ 養育費や親子交流の取決め等に関する弁護士等への相談に関する支援
自治体等の窓口等に弁護士や司法書士を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

カ 養育費や親子交流の取決めに係る費用補助

次の全部またはいずれかを実施する。

(ア) 公正証書等による債務名義の取得支援

公正証書等による債務名義を取得するための費用支援を行う。

(イ) 戸籍謄本等の書類取得支援

家庭裁判所の調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得に係る費用支援を行う。

(ウ) 裁判外紛争解決手続（ADR）等を利用した調停に係る費用支援

裁判外紛争解決手続（ADR）やオンライン ADR（ODR）を利用した調停に係る費用支援を行う。

キ 養育費の履行確保に係る費用補助

次の全部又はいずれかを実施する。

(ア) 養育費に係る保証契約における保証料支援

保証会社と養育費保証契約を締結する場合の保証料の費用支援を行う。

(イ) 養育費受取に係る手続費用の補助

民事執行手続申立て（強制執行のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続を含む。）に係る費用の支援を行う。

(ウ) 弁護士依頼支援

養育費の受取に係る弁護士費用の支援を行う。なお、支援の対象費用は、養育費の受取り開始後1年間分に限る。

ク 同行支援

ひとり親家庭等が公証役場や家庭裁判所等、相談窓口以外の場に出向く際に同行し、手続支援や見守り支援を行う。

ケ 親子交流支援

親子交流に係る事前相談や親子交流支援を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、こどもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。

なお、支援に当たっては次の事項に留意すること。

(ア) 支援の対象者

親子交流の取決めを行っており、本事業の支援を受けることについて父母間に合意がある者を対象とする。

(イ) 事前相談の実施及び支援計画の作成

- a 事業実施主体は、別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、親子交流に係る支援の内容、方法、日程、実施頻度等について、当事者間の合意の下、別紙の様式による親子交流支援計画書を作成すること。なお、その際は、こどもの意見・意向や生活状況等も勘案すること。
- b 親子交流支援の実施は、こどもが18歳到達後の3月末までとする。実施頻度や支援期間は個別のケースに応じて支援する。

(ウ) 親子交流支援の実施

- a 親子交流支援員は、支援計画に基づき、親子交流当日にこどもを引き取り、親子交流の相手方に引き渡したり、親子交流の場に付き添うなどの支援を行うこと。なお、父母間に親子交流の場の付添いが不要であることの合意がある場合には、付添いを不要とすることができる。
- b 親子交流支援員は、こどもの受渡しや付添いの際には、こどもの心情・意向に充分配慮した対応を行うこと。
- c 親子交流支援員は、こどもの付添いの際には、親子交流中の親が遵守する事項を守っているか確認し、守られていない場合は注意を行うこと。
- d 父母が連絡を取り合うことが困難な場合には、父母に変わって双方に連絡をとり、日時、場所などの調整を行うこと。
- e 親子交流の実施に当たっては、必要に応じ、可能な範囲において、場所の斡旋を行うこと。

(エ) その他

- a 実施主体は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて養育費・親子交流相談支援センターや家庭裁判所等関係機関と連携を図ること。
- b 暴力行為やこどもに対する虐待行為を行うおそれのある者、こどもの連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の対象としないこと。また、これらのことが発生した場合には、支援を中止し、こども等の安全の確保に充分配慮するとともに、関係機関への連絡等必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は行わないこと。

コ 離婚前後のカウンセリング支援

不安を抱えている相談者に対して、離婚後の生活を落ち着いて考えることができるよう心理的なケアをし、サポートするために心理支援担当者を配置し、心理面のアプローチも考慮した支援を行う。

心理支援担当者は、心理に関する専門資格を有する者又はこれと同程度と認められる者とする。

サ 外国語に対応した支援

日本語での意思疎通に困難がある家庭に対して、通訳を配置するほか、

I C T機器等を活用するなどして、親支援講座や相談支援等を円滑に行う。

シ 託児サービスの実施

未就園児を養育する等の理由により、親支援講座の受講や相談が困難な場合に託児サービスを行う。その実施に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

(ア) 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、こどもの数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ) こどもに対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。補食等を提供した場合は、利用者の実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

ス 夜間、休日対応

平日の日中に就業等により相談支援を受けることができないひとり親家庭等の相談ニーズに対応するため、通常の相談窓口開所時間外のひとり親家庭等が利用しやすい時間帯に、窓口の開所又は電話相談を行う。

セ SNS等による相談対応

SNS等を活用した文字情報等による相談、オンライン相談等、ひとり親家庭等がアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行う。

ソ その他、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する先駆的な取組

アからセまでのほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

先駆的な取組を実施する場合は、事業計画について別に定めるところによりこども家庭庁に提出するものとし、事業終了後においては、取組の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところによりこども家庭庁に報告するものとする。

(2) 留意事項

都道府県等は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得た情報が漏洩することのないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

また、ひとり親家庭等から具体的な支援に関する相談があった場合には、効果的・効率的な支援の実施のため、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取次ぎが可能となるよう、ひとり親家庭等から同意を得た上で、関係者間で情報の共有を行うこと。

なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、これらの個人情報の取扱いについて、委託先との契約において定めること。

5 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

親子交流支援計画書

1 申込日	(元号) 年 月 日		
2 事前相談日	(父) (元号) 年 月 日		
	(母) (元号) 年 月 日		
3 申請者氏名		(父・母)	こどもと (同居・別居)
4 相手方氏名		(父・母)	こどもと (同居・別居)
5 親子交流を行うこども			
氏名	(元号)	年 月 日	(歳) 男・女
氏名	(元号)	年 月 日	(歳) 男・女
氏名	(元号)	年 月 日	(歳) 男・女
6 支援内容			
(1)親子交流の連絡調整 (日時、場所、時間、方法などの調整を含む)			
(2)こどもの受渡し (支援内容(1)を含む)			
(3)親子交流の際の付添い (支援内容(1)(2)を含む)			
(備考)			
7 支援条件			
(備考)			
8 支援員氏名			
9 支援経過			
日付	時間	内容	支援員氏名